

重要事項説明書

記入年月日	平成28年7月1日
記入者名	近江 加代子
所属・職名	ベストライフ戸田・管理者

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の添付書類等の参考とする様式について(平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1 事業主体概要

種類	個人/法人	
	※法人の場合, その種類	株式会社
名称	(ふりがな) かぶしがいしやべすとらいふ 株式会社ベストライフ	
主たる事務所の所在地	〒163-0239 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビルディング39階	
連絡先	電話番号	03-5908-2020
	FAX番号	03-5908-2200
	ホームページアドレス	http://bestlife.jp
代表者	氏名	長井 力
	職名	代表取締役
設立年月日	平成13年12月10日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2 有料老人ホーム事業の概要
(住まいの概要)

名称	(ふりがな) べすとらいふとだ ベストライフ戸田	
所在地	〒335-0021 埼玉県戸田市大字新曽393	
主な利用交通手段	最寄駅	JR埼京線「戸田」駅
	交通手段と所要時間	JR埼京線「戸田」駅より 徒歩5分(400m)
連絡先	電話番号	048-434-6850
	FAX番号	048-445-1556
	ホームページアドレス	なし
管理者	氏名	近江 加代子
	職名	管理者
建物の竣工日		昭和(平成) 27年 2月 26日
有料老人ホーム事業の開始日		昭和(平成) 27年 5月 1日

(類型) 【表示事項】

1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
③ 住宅型		
4 健康型		
1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号	
	指定した自治体名	
	事業所の指定日	
	指定の更新日（直近）	

3 建物概要

土地	敷地面積	1,249.41㎡				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地				
		② 事業者が賃借する土地				
		抵当権の有無	① あり 2 なし			
契約期間		① あり (借家契約:平成27年2月26日～平成57年4月25日) 2 なし				
	契約の自動更新	① あり 2 なし				
建物	延床面積	全体		2,493.99㎡		
		うち、有料老人ホーム部分		2,493.99㎡		
	耐火構造	① 耐火建築物				
		2 準耐火建築物				
		3 その他 ()				
		4 その他 ()				
	構造	① 鉄筋コンクリート造(地上5階建)				
2 鉄骨造						
3 木造						
4 その他 ()						
所有関係	1 事業者が自ら所有する建物					
	② 事業者が賃借する建物					
	抵当権の有無	① あり 2 なし				
	契約期間	① あり (平成27年2月26日～平成57年4月25日) 2 なし				
	契約の自動更新	① あり 2 なし				
居室の状況	居室区分 【表示事項】	① 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最少	人部屋			
		最大	人部屋			
		便所	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	あり/なし	あり/なし	18.24～18.42㎡	64室	一般居室個室
	タイプ2	あり/なし	あり/なし	㎡		
	タイプ3	あり/なし	あり/なし	㎡		
	タイプ4	あり/なし	あり/なし	㎡		
	タイプ5	あり/なし	あり/なし	㎡		
タイプ6	あり/なし	あり/なし	㎡			
タイプ7	あり/なし	あり/なし	㎡			
※ 「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入						

共用施設	共用便所における便所	2ヶ所	うち男女別の対応が可能な便所	0ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便所	2ヶ所
	共用浴室	3ヶ所	個室	2ヶ所
			大浴場	1ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	1ヶ所	チェア浴	0ヶ所
			リフト浴	0ヶ所
			ストレッチャー浴	1ヶ所
			その他 ()	0ヶ所
	食堂	① あり 2 なし		
	入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり ② なし		
エレベーター	1 あり (車椅子対応)			
	② あり (ストレッチャー対応)			
	3 あり (上記1・2に該当しない)			
	4 なし			
消防用設備等	消火器	① あり 2 なし		
	自動火災報知設備	① あり 2 なし		
	火災通報設備	① あり 2 なし		
	スプリンクラー	① あり 2 なし		
	防火管理者	① あり 2 なし		
	防災計画	① あり 2 なし		
その他	全館バリアフリー対応(手摺り設置、段差なし)			

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	契約者または入居者の相互扶助によって居住施設の低額利用を実現し、将来起こり得る事態に備えて、契約者または入居者の相互で助け合い、不安のない老後生活を目的とします。
サービスの提供内容に関する特色	ご利用者の希望や心身の状態を鑑み、サービスを提供致します。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 ③ なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯・掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 ③ なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容)

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	1	あり	2	なし	
	夜間看護体制加算	1	あり	2	なし	
	医療機関連携加算	1	あり	2	なし	
	看取り介護加算	1	あり	2	なし	
	認知症専門ケア加算	(I)	1	あり	2	なし
		(II)	1	あり	2	なし
	サービス提供体制強化加算	(I)イ	1	あり	2	なし
		(I)ロ	1	あり	2	なし
(II)		1	あり	2	なし	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1	あり	(介護・看護職員の配置率) : 1			
	2	なし				

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	① 救急車の手配 ② 入退院の付添い ③ 通院介助 (協力医療機関) ④ その他 (健康相談)		
協力医療機関	1	名称	医療法人慈公会 公平病院
		住所	埼玉県戸田市笹目南町20-16
		診療科目	内科、外科、消化器内科、消化器外科、整形外科、循環器内科、糖尿病内科、腫瘍内科、神経内科、緩和ケア内科、放射線科
		協力内容	外来受診、入院等緊急時対応
	2	名称	医療法人財団啓明会 中島病院
		住所	埼玉県戸田市下戸田2-7-10
		診療科目	内科、消化器内科、外科、整形外科、人工透析
		協力内容	外来受診、入院等緊急時対応
	3	名称	医療法人社団健慈会 金子医院
		住所	埼玉県蕨市中央4-13-2
		診療科目	内科、放射線科、小児科
		協力内容	訪問診療、主治医意見書作成、健康診断
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団康寧会 立川歯科医院	
	住所	埼玉県戸田市本町2-16-10	
	協力内容	訪問歯科	

※協力医療機関は変更になる場合があります。

(入居後に居室を住み替える場合)

※住替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 ③ その他 (※1 一般居室へ移る場合、※2 提携施設へ移る場合)	
判断基準の内容	③ その他 (※1 一般居室へ移る場合) 認知症等、特別な身体状況により、その居室にての介護が不可能になったと事業者が判断した場合、当施設内で一般居室を移動していただくことがあります。 この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。	
手続きの内容	③ その他 (※1 一般居室へ移る場合) 追加費用は発生しません。但し、入居者及び身元引受人からの申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行った上で、新たな居室の入居手続きを行う必要があります。この際、別途費用が発生します。	
追加的費用の有無	① あり 2 なし	
居室利用権の取扱い	居室利用権は新たに移動された居室で継続されます。	
前払金償却の調整の有無	1 あり ② なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	① あり 2 なし
	便所の変更	① あり 2 なし
	浴室の変更	1 あり ② なし
	洗面所の変更	① あり 2 なし
	台所の変更	1 あり ② なし
	その他の変更	1 あり (変更内容) ② なし
判断基準の内容	③ その他 (※2 提携施設へ移る場合) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。また、認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。	
手続きの内容	③ その他 (※2 提携施設へ移る場合) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前の施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。 認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。	
追加的費用の有無	① あり 2 なし	
居室利用権の取扱い	居室利用権は新たに移動された施設で発生し、当施設の居室利用権は消滅します。	
前払金償却の調整の有無	1 あり ② なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	① あり 2 なし
	便所の変更	① あり 2 なし
	浴室の変更	① あり 2 なし
	洗面所の変更	① あり 2 なし
	台所の変更	① あり 2 なし
	その他の変更	1 あり (変更内容) ② なし

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	① あり 2 なし
	要支援の者	① あり 2 なし
	要介護の者	① あり 2 なし
留意事項	概ね60歳以上で、自立、要支援、要介護の方。共同生活を円滑に過ごせる方。 感染症の方は入居できません。但し医師により、他の入居者に感染する恐れがないと診断された場合にはこの限りではありません。	
契約の解除の内容	<p>(事業者からの契約解除) ※入居契約書第28条より</p> <p>事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。</p> <p>一 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した時</p> <p>二 月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞する時</p> <p>三 入居契約書第20条（禁止又は制限される行為）の規定に違反した時</p> <p>四 入居者の行動が、他の入居者の生命又は健康に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない時</p> <p>五 四の原因が認知症等、特別の身体状況によるものであり、環境を整えば継続的に施設介護が可能であると判断できた場合には身元引受人と相談の上で認知症受け入れ可能な施設へ移動できる場合があります。</p> <p>六 建物及びその付帯設備を故意又は重大な過失により破損、滅失せしめた時</p> <p>2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続きによって行います。</p>	

契約の解除の内容	<p>一 本条第1項第一、三、四、五号によって契約を解除する場合には、契約解除の通告について90日の予告期間をおく</p> <p>二 本条第1項第二号（料金支払いの遅滞）によって契約を解除する場合には、契約解除の通告について90日の予告期間をおく</p> <p>三 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける</p> <p>四 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保について協力する</p> <p>3 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて次の各号の手続きを行います。</p> <p>一 医師の意見を聴く</p> <p>二 一定の観察期間をおく</p> <p>（入居者からの解約） ※入居契約書第29条より</p> <p>入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に書面による解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することが出来ます。</p> <p>2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。</p> <p>3 契約終了日（居室明け渡し日）の2ヶ月後の月末に、事業者は前払金の返還を行うものとします。</p> <p>4 契約解除の申し出による退去で、申し出月の退去または申し出月翌月の退去の際の賃料、管理費、業務委託費は月の途中退去等に関わらず1ヶ月分をいただきます。</p> <p>5 予告期間のない契約解除の場合、申し出月以後1ヶ月分の賃料、管理費、業務委託費をいただきます。</p>	
	事業主体から解約を求める場合	<p>解約条項</p> <p>解約予告期間</p>
入居者からの解約予告期間		30日
体験入居の内容	<p>① あり</p> <p>② なし</p>	<p>1泊2日10,400円(消費税別)。3泊4日から7泊8日を限度とし、体験入居契約を締結します。介護保険は適用外となります。※食事費用含む（1日三食）</p>
入居定員		64人
その他		

5 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません。）

（職種別の職員数）

※業務委託（委託先：株式会社アスモ介護サービス）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者 ※	1	1		
生活相談員 ※	1	1		
直接処遇職員	10	1	9	
介護職員 ※	8		8	
看護職員 ※	2	1	1	
機能訓練指導員	0			
計画作成担当者	0			
栄養士	業者業務委託			
調理員				
事務員 ※	1	1		
その他職員	0			
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2		介護職員	37.5時間	
		その他職員	38時間	
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士	0		
介護福祉士	5		5
実務者研修の修了者	0		
初任者研修の修了者	3		3
介護支援専門員	0		

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	0		
理学療法士	0		
作業療法士	0		
言語聴覚士	0		
柔道整復士	0		
あん摩マッサージ指圧師	0		

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間（ 19時 ～ 翌7時 ）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く）
看護職員		
介護職員	1人	1人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	: 1
※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				① あり 2 なし					
		業務に係る資格等		① あり							
				資格等の名称		介護福祉士					
		2 なし									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			4	10	12						
前年度1年間の退職者数			2	6	8						
た業務に 従事した 経験年数 に応じ	1年未満										
	1年以上 3年未満				1						
	3年以上 5年未満				4	1					
	5年以上 10年未満				2						
	10年以上	1	1		1						
従業者の健康診断の実施状況				① あり 2 なし							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い・一部月払い方式	
	3 月払い方式	
	④ 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 ② 一部前払い・一部月払い方式 ③ 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定	① あり 2 なし	
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱い	① 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	人件費、物価の変動等に基づく
	手続き	入居者及び身元引受人の意見を聴いて決定する

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	自立・要支援・要介護	自立・要支援・要介護	
	年齢	概ね60歳以上	概ね60歳以上	
居室の状況	床面積	18.24～18.42㎡	18.24～18.42㎡	
	便所	① 有 2 無	① 有 2 無	
	浴室	1 有 ② 無	1 有 ② 無	
	台所	1 有 ② 無	1 有 ② 無	
入居時点で必要な費用	前払金	280万円	なし	
	敷金	なし	なし	
月額費用の合計		135,000円(消費税別) 税込141,000円	181,000円(消費税別) 税込187,000円	
家賃		60,000円	106,000円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用	なし	なし	
	介護保険外※2	食費	55,000円(消費税別)	55,000円(消費税別)
		管理費	20,000円(消費税別)	20,000円(消費税別)
		介護費用	なし	なし
		光熱水費	※専用居室内の光熱費は別途実費負担(個別メーターによる) ※専用居室内の水道代 Aタイプ 1,000円(消費税別) / 月	
その他	なし	なし		
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。				
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入しない。)				

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	当該施設の設備に要した費用、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として、近傍同種の受託家賃から算定
敷金	なし
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 なし
管理費	管理部門に係る経費及び共用施設・設備の維持管理費 20,000円(消費税別) ※管理費は20,000円ですが、通常、2、3階北側居室ともに、要介護3は5,000円、要介護4は7,000円、要介護5は10,000円減額となります。尚、要介護認定の区分変更があった場合、当該介護度の管理費に変更になります。 例) 要介護2→要介護3 20,000円→15,000円 要介護3→要介護2 15,000円→20,000円
食費	食材費及び業務委託費の一部として
光熱水費	※専用居室内の光熱費は別途実費負担(個別メーターによる) ※専用居室内の水道代 Aタイプ 1,000円(消費税別) / 月
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	生活サポート費 月額20,000円(消費税別) (自立の方、要介護認定を受けていない方で希望される場合のみ) 生活サポートの主な内容: 日用品の買物代行、居室の清掃、洗濯等 行事費 月額1,000円 使途: レクリエーション費用等 ※上記、各費用は三月以内の契約解除の場合でも返還されません。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	専用居室・共用施設の家賃相当額の一部	
想定居住期間 (償却年月数)	5年 (60ヶ月)	
償却の開始日	入居日の翌日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)	なし	
初期償却率	なし	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	月額減額プラン、標準プランは入居日の翌日から起算して三月以内に契約解除の申し出があった場合 (死亡退去を含む)、前払金から、(前払金の1ヶ月相当額を30で除した額)×(入居日から契約終了日までの日数)に相当する額を控除した額を返還します。 又、既に受領済みの月額利用料は、入居日 (前払金の入金日) から契約終了日 (居室明け渡し日) までの利用料を控除した額を返還します。この場合の契約解除とは、三月以内に契約解除手続きが完了し、居室を明け渡した場合となります。退去による前払金の返還は、契約終了日 (居室明け渡し日) の2ヶ月後の月末に返還とします。契約解除の申し出は、書面によるものとします。
	入居後3月を超えた契約終了	返還金=前払金÷(想定居住期間の日数)×(想定居住期間-入居期間) ※想定居住期間は5年間の実日数とします (うるう年毎に1日加算します)。 ※退去による前払金の返還は、契約終了日 (居室明け渡し日) の2ヶ月後の月末に返還とします。 ※契約を解除し退去した時点で返還金算定式により返還金が算定されます。
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	② 信託契約を行う信託会社等の名称	(保全先)サーバントラスト信託株式会社 月額減額プラン、標準プランの前払金保全措置は、株式会社ベストライフを委託者、サーバントラスト信託株式会社を受託者、目的施設入居者を受益者とする信託保全契約を締結しています。この信託契約により保全金額に相当する部分が保全されます。
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称:)	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	6人
	女性	13人
年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	0人
	75歳以上85歳未満	8人
	85歳以上	10人
要介護度別	自立	1人
	要支援1	1人
	要支援2	4人
	要介護1	2人
	要介護2	2人
	要介護3	4人
	要介護4	3人
	要介護5	2人
入居期間別	6ヶ月未満	8人
	6ヶ月以上1年未満	9人
	1年以上5年未満	2人
	5年以上10年未満	0人
	10年以上15年未満	0人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	83.5歳
入居者数の合計	19人
入居率※	29.6%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退居先別の人数	自宅等	0人
	老人福祉施設等	1人
	医療機関	4人
	死亡者	2人
	その他	1人
生前解約の状況	施設側の申出	(解約事由の例) 0人
	入居者側の申出	(解約事由の例) 6人 長期入院による

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		株式会社ベストライフ 生活相談室
電話番号		03-5908-2020
対応している時間	平日	9:30～18:30
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土曜、日曜、祝祭日
窓口の名称		ベストライフ戸田 管理者
電話番号		048-434-6850
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	9:00～18:00
	日曜・祝日	9:00～18:00
定休日		なし
窓口の名称		埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当
電話番号		048-830-3247(直通)
対応している時間	平日	8:30～17:15
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土曜、日曜、祝祭日、12/29～1/3

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容) 施設職員の過失による事故の損害賠償 てん補限度額2億円
	② なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	(その内容) 施設職員の過失により事故が発生し、入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合には損害保険などの手配を行い誠実に対応します。但し天災などの不可抗力は除きます。
	② なし	
事故対応及びその予防のための指針	① あり ② なし	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり ② なし	実施日	平成27年5月1日
		結果の開示	1 あり ② なし
第三者による評価の実施状況	1 あり ② なし	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者へ開示 ② 入居希望者に交付 3 開示していない
管理規程	1 入居希望者へ開示 ② 入居希望者に交付 3 開示していない
事業収支計画書	① 入居希望者へ開示 2 入居希望者に交付 3 開示していない
財務諸表の要旨	① 入居希望者へ開示 2 入居希望者に交付 3 開示していない
財務諸表の原本	① 入居希望者へ開示 2 入居希望者に交付 3 開示していない

10 その他

運営懇談会	① あり	(開催頻度) 年 2 回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	① あり (提携ホーム名: ベストライフ全施設) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。但し、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前の施設の返還金は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。この際、新たな前払金は発生しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。 2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	① あり 2 なし	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり ② なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり ② なし	
合致しない事項がある場合の内容		
	「6既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容		

添付書類： 別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)
 別添2 (個別選択による介護サービス一覧表)
 月額利用料表

※ 様

説明年月日 平成 年 月 日

説明者署名 _____

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が埼玉県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類		事業所の名称	所在地	
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	ベストライフさいたま	さいたま市中央区鈴谷5-2-5
			ベストライフ川口東	川口市原町9-15
			ベストライフ南浦和	さいたま市南区南浦和2-10-3
			ベストライフ大宮	さいたま市大宮区上小町1151-1
			ベストライフ越谷	越谷市大沢2-13-40
			ベストライフ与野	さいたま市中央区上落合8-10-13
			ベストライフ三郷中央	三郷市中央1-26-2
			ベストライフ草加	草加市新善町253
			ベストライフふじみ野	富士見市上沢1-19-15
			ベストライフ朝霞	朝霞市幸町2-17-8
			ベストライフ東大宮	さいたま市見沼区東大宮6-9-2
			ベストライフ入間	入間市大字仏子910-12
			ベストライフ久喜	久喜市桜田1-3-4
			ベストライフ東松山	比企郡滑川町月の輪3-11-2
ベストライフ大宮北	さいたま市北区吉野町1-45-10			
ベストライフ飯能	飯能市大字双柳1192-1			
ベストライフ北本	北本市東間4-13			
ベストライフ東川口	川口市戸塚3-3-10			
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		

介護サービスの種類		事業所の名称	所在地	
< 居宅介護予防サービス >				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	ベストライフさいたま	さいたま市中央区鈴谷5-2-5
			ベストライフ川口東	川口市原町9-15
			ベストライフ南浦和	さいたま市南区南浦和2-10-3
			ベストライフ大宮	さいたま市大宮区上小町1151-1
			ベストライフ越谷	越谷市大沢2-13-40
			ベストライフ与野	さいたま市中央区上落合8-10-13
			ベストライフ三郷中央	三郷市中央1-26-2
			ベストライフ草加	草加市新善町253
			ベストライフふじみ野	富士見市上沢1-19-15
			ベストライフ朝霞	朝霞市幸町2-17-8
			ベストライフ東大宮	さいたま市見沼区東大宮6-9-2
			ベストライフ入間	入間市大字仏子910-12
			ベストライフ東松山	比企郡滑川町月の輪3-11-2
ベストライフ大宮北	さいたま市北区吉野町1-45-10			
ベストライフ飯能	飯能市大字双柳1192-1			
ベストライフ北本	北本市東間4-13			
ベストライフ東川口	川口市戸塚3-3-10			
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
< 地域密着型介護予防サービス >				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
< 介護保険施設 >				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

別添2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						あり	なし	備 考	
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス(利用者一部負担※1)		個別の利用料で、実施するサービス(利用者が全額負担)			包含※2	都度※2		料金※3
			あり	なし	なし				
介護サービス									
食事介助	あり	なし	あり	なし				基本的に訪問介護事業所等にて提供	
排泄介助・おむつ交換	あり	なし	あり	なし				基本的に訪問介護事業所等にて提供	
おむつ代			あり	なし		○	実費	—	
入浴（一般浴）介助・清拭	あり	なし	あり	なし				★入浴機会の提供	
特浴介助	あり	なし	あり	なし				基本的に訪問介護事業所等にて提供	
身辺介助（移動・着替え等）	あり	なし	あり	なし				基本的に訪問介護事業所等にて提供	
機能訓練	あり	なし	あり	なし				—	
通院介助（協力医療機関）	あり	なし	あり	なし	○	○		月2回まで月額利用料にて対応	
通院介助（上記以外）	あり	なし	あり	なし		○	実費☆		
生活サービス									
居室清掃	あり	なし	あり	なし		○		自立の方、要介護認定を受けていない方が希望される場合は、生活サポート費20,000円/月(消費税別)を頂きます。	
リネン交換	あり	なし	あり	なし		○			
日常の洗濯	あり	なし	あり	なし		○			
居室配膳・下膳	あり	なし	あり	なし	○		—		
入居者の嗜好に応じた特別な食事			あり	なし				—	
おやつ			あり	なし				—	
理美容師による理美容サービス			あり	なし		○	実費	理美容の機会提供、利用費用は実費負担	
買い物代行（通常の利用区域）	あり	なし	あり	なし	○	○		買物代行(通常の利用区域)は、月2回になります。 ※自立の方、要介護認定を受けていない方が希望される場合は、生活サポート費20,000円/月(消費税別)を頂きます。	
買い物代行（上記以外）	あり	なし	あり	なし				—	
役所手続き代行	あり	なし	あり	なし				—	
金銭・貯金管理			あり	なし				—	

	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス(利用者一部負担※1)		個別の利用料で、実施するサービス (利用者が全額負担)					備 考
			包含※2	都度※2	料金※3			
健康管理サービス								
定期健康診断			あり	なし		○	実費	年2回の機会提供 (健康診断料は実費)
健康相談	あり	なし	あり	なし	○			
生活指導・栄養指導	あり	なし	あり	なし	○			
服薬支援	あり	なし	あり	なし	○			自立の方は除く
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	なし	あり	なし				—
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	あり	なし	あり	なし		○	実費☆	
入退院時の同行 (協力医療機関)	あり	なし	あり	なし	○	○	実費☆	月2回まで月額利用料にて対応
入退院時の同行 (協力医療機関以外)	あり	なし	あり	なし		○	実費☆	
入院中の洗濯物交換・買い物	あり	なし	あり	なし				—
入院中の見舞い訪問	あり	なし	あり	なし	○			適宜

※1: 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。

※2: 「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額の利用料に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3: 都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

☆片道5kmまでの同行(送迎)は1往復目を片道500円(消費税別)、2往復目からは片道1,000円(消費税別)となります。片道5km以上10kmまでの同行(送迎)は1往復目を片道1,000円(消費税別)とし、2往復目からは片道2,000円(消費税別)となります。

※基本的にケアプランに基づき訪問介護事業所等からサービスをお受けいただき、施設内での生活に必要な介護保険サービスが優先されます。

※一覧表に表記されているサービスは、訪問介護事業所等による施設内での生活に必要な介護保険サービスをご利用された上で施設側が必要と判断した時に提供するものです。